1. はじめに

(1) 本事例集の目的と位置づけ

① 目的

首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、圧倒的に住まいが不足し、被災者が広域的に 避難することにより応急的・一時的な住まいの生活が長期化することや、被災地方公共団体の事務負担等が 大幅に増加することが想定される。

これらの状況に的確に対応し、被災者の住まいを迅速に確保するとともに、住宅再建・生活再建を円滑に進めるため、内閣府では「大規模災害時における被災者の住まいの確保策に関する検討会」において、大規模災害時における被災者の住まいの確保に関する課題や今後の方向性について「論点整理」(平成 29 年 8 月)を行った。

本論点整理においては、「地方公共団体は、平常時から応急段階から復旧・復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくべき」、「できる限り転居を減らし、生活環境やコミュニティの維持を図りながら、応急対策と復興まちづくりを一体的に実施すべく、迅速かつ効率的に住まいを確保するための多様な供給の選択肢を検討すべき」など、発災時に迅速かつ効率的に対応できるよう、被災者の住まいの確保に関する平常時の取組の重要性が指摘されたところである。

また近年、様々な種類・規模の災害が全国各地で発生しており、過去の災害での知見を活かし、被災者の住まいを迅速に確保するべく多様な取組がなされているところである。

このため、地方公共団体の平常時における取組の加速化及び発災後の必要な対応の効率化・迅速化を図るべく、応急仮設住宅を始めとする被災者の住まいの確保に関する平常時の取組実態、近年の災害での被災者の住まいの確保に係る最新の取組等を情報提供するべく、本事例集を作成した。

② 本事例集の位置づけ

内閣府では、被災者の住まいの確保に関する地方公共団体の様々な取組事例を掲載した「被災者の住まいの確保に関する取組事例集」(平成 27 年 3 月、内閣府(防災担当))を作成し公表していたが、この度、近年の災害での最新の取組等を踏まえ改定を行ったものが、本事例集である。

被災した住宅の修理、賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅の供与については、内閣府にて、その事前準備及び発災時対応等において実施する事項等について解説した「手引き」をそれぞれ作成(※)しており、本事例集はこれらの「手引き」とあわせて地方公共団体の取組や実務の参考となるものである。

本事例集並びに3つの「手引き」を参考にして、地方公共団体がそれぞれの特性に応じた実務的なガイドラインや手引きを作成することをお願いする。

※『建設型応急住宅の供与に係る事前準備及び発災時対応等のための手引き』は国土交通省の協力のもと、『応急仮設住宅建設必携中間取りまとめ』(平成 24 年 5 月,国土交通省)を参考に作成

【本事例集の位置づけ】

本事例集(地方公共団体等の取組事例を掲載)

『被災者の住まいの確保に関する取組事例集』 (令和3年5月)

- 1. はじめに
- 2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討
- 3. 公的住宅等の一時提供
- 4. 被災した住宅の修理
- 5. 賃貸型応急住宅の供与 *
- 6. 建設型応急住宅の供与 *****
- 7. 被災した住宅に関する相談への対応
- 8. 恒久住宅への移行に向けた支援
- 9. 広域連携を前提とした応急仮設住宅の迅速かつ 効率的な供与

改訂

『被災者の住まいの確保に関する取組事例集』 (平成26年度) 手引き (実施する事項等の解説)

『被災した住宅の修理に係る事前準備 及び発災時対応のための手引き』 (令和3年5月)

『借上型仮設住宅の供与に係る事前準備及び訓練実施のための手引き』 (令和2年5月)

『建設型応急住宅の供与に係る事前準備 及び発災時対応等のための手引き』 (令和3年5月)

参考(※)

『応急仮設住宅建設必携中間取りまとめ』(平成 24 年 5 月, 国土交通省)

※『建設型応急住宅の供与に係る事前準備及び 発災時対応等のための手引き』は国土交通省 の協力のもと、『応急仮設住宅建設必携中間 取りまとめ』(平成24年5月,国土交通省) を参考に作成

(2)被災者の住まいの確保等に関する枠組み

発災直後、被災者は自宅の被害状況や生活再建の状況等に応じて、避難所、親戚・知人宅や公的賃貸住宅 等に一時的に避難する他、自宅を緊急的に簡易に修理して住むこととなる。

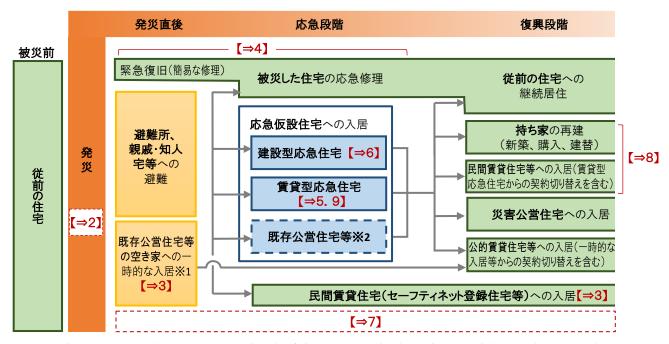
その後の応急段階の被災者の住まいの選択肢としては、被災した住宅を修理し継続的に居住するほか、応 急仮設住宅(建設型・賃貸型等)への入居等がある。

復興段階に至っては、新築・購入・本格的な修理による自宅の再建や賃貸住宅(民間賃貸、公的賃貸)への入居等、恒久的な住宅に移行していく。

このように、被災者の住まいの確保策は、発災直後~応急段階~復興段階と段階によって遷移する。地方公共団体においては、被災者が一日も早く普通の生活に戻ることができるよう、より早い段階から被災者の状況を把握し、一時的な住まいから恒久的な住宅への円滑な移行に向けた取組を実施できるよう準備しておくことが求められる。

本事例集は、前述(1)②で示した「手引き」で解説している応急段階の住まいの確保策(被災した住宅の修理、建設型・賃貸型応急住宅の供与)を中心に、発災直後から復興段階に至るまでの被災者の住まいの確保策の取組事例を幅広く収集し掲載している。

【被災後の恒久的な住宅確保までのフローと本書の構成】(【⇒2】~【⇒9】: 本事例集の該当箇所)



※1 公営住宅については目的外使用による。その他国家公務員宿舎や地方公共団体の職員住宅、単独住宅等への一時的な入居を含む。 ※2 公営住宅等を災害救助法に基づく「応急仮設住宅」として位置づけた場合

本事例集の構成(再掲)

- 1. はじめに
- 2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討
- 3. 公的住宅等の一時提供
- 4. 被災した住宅の修理
- 5. 賃貸型応急住宅の供与

- 6. 建設型応急住宅の供与
- 7. 被災した住宅に関する相談への対応
- 8. 恒久住宅への移行に向けた支援
- 9. 広域連携を前提とした応急仮設住宅の迅速かつ効率的な供与

(3) 本事例集の見方

本事例集には、被災者の住まいの確保策について、「◆ 事前準備の例 ◆」及び「◆ 過去の災害における取組の例 ◆」をそれぞれ掲載している。

また、各節の冒頭には「◆ 概要 ◆」として、被災者の住まいの確保策に係る制度の概要や留意点等を示している。

【各節の基本構成】

2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討。

- (2)被害状況に対する必要戸数の把握。

• ◆ 概要 ◆

平時においては、各地域において想定される災害(地震、津波、風水害、噴火、土砂災害等)ごとに想定される住宅被害に対し、住宅の供与が必要となる世帯数を市町村ごとに推計し、この結果をもとに、関係部署、関係機関等との連携体制の構築など必要な事前準備を行うことが重要である。。

発災後は、平時に実施したシミュレーションを踏まえ、被災者の住まいの確保に向けた初動を開始すると 共に、できるだけ早く被災世帯数の実数を把握し、被災者の住まいの必要戸数の数値を精緻化していくこと が重要である。被災世帯数を把握するには、①地元消防の災害報告、②避難所等におけるアンケート結果、 ③市町村による住家被害認定の結果等を用いる。』

事前準備の例 ◆

○ 被害想定にもとづく必要戸数の想定と、災害発生後に行う推計方法の確認:広島県

広島県は「広島県応急仮設住宅建設マニュアル(平成25年1月)」を策定し、地震被害の想定(※)に基づく市町別の必要戸数の想定と、災害発生後に行う推計方法の設定を行っている。。

<被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定>。

"必要戸数 (想定) = 被害想定棟数 (%1) \times 19.4% (%2) " $_{\phi}$

※1 広島県地震被害想定調査報告書(平成19年3月)に基づく。

※2 阪神・淡路大震災の例(応急仮設住宅供給戸数 48,439 戸÷住家被害 249,180 棟)に基づく。

<災害発生後に行う必要戸数の推計方法の確認>4

◆ 概要 ◆

⇒本節で示す被災者の住まいの確 保策の、制度概要や留意点等

◆ 事前準備の例 ◆

⇒マニュアルの整備や協定の締結、関係 団体との情報共有等、発災時に迅速に 対応できるよう平時から予め準備を行っている取組事例を紹介

2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討。

● 過去の災害における取組の例 ◆

○ 浸水区域に基づき仮住まいの大まかな必要戸数を推計した例:倉敷市(岡山県)

(平成30年7月豪雨、全壊4,646棟・半壊846棟、建設型266戸・賃貸型3,094戸)。

倉敷市建設局は平成 30 年 7 月 7 日より、浸水区域より被災家屋の概況の把握を行い(G I S上で住宅地図と浸水想定マップ重ね棟数を数え上げた)、約 4,600 戸の住宅が浸水したものと推測した。 ω

その時期発行された罹災証明書の9割が全壊だったことから、仮住まいの必要戸数(全壊戸数)を、概ね 4,600 戸×0.9≒4,000 戸と想定した。↩

○ 都市部と地方部での建設型・賃貸型応急住宅の割合の例:熊本県

(平成 28 年熊本地震、全壊 8,657 棟・半壊 34,493 棟、建設型 4,303 戸・賃貸型 15,885 戸) $_{\scriptscriptstyle \phi}$

平成 28 年熊本地震の際の応急仮設住宅戸数は、建設型が 4,303 戸、賃貸型が 15,885 戸であり、建設型は 応急仮設住宅全体の 23%であった。 $_{v}$

ただし、都市部と地方部でその割合は異なり、民間賃貸住宅が多い熊本市では応急仮設住宅 5%、それ以外の市町村では応急仮設住宅の 43%が建設型応急住宅であった。 🖟

 熊本県全体 (民間賃貸住宅が多い都市部) (民間賃貸住宅が少ない市町村)。

◆ 過去の災害における取組の例 ◆

⇒近年の地震や豪雨災害等の際に、実際に 実施された取組事例を紹介